

千葉大学附属図書館本館館内諸設備の利用要領

平成25年4月1日
館長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉大学附属図書館利用細則第22条の規程に基づき、千葉大学附属図書館（以下「図書館」という。）の本館館内（I棟を除く）の諸設備の利用に関し、必要な事項を定める。

第2条 本館館内の諸設備とは次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 電子辞書
- 二 貸出用パソコン及びタブレット型端末
- 三 プロジェクタ
- 四 情報検索用端末
- 五 視聴覚ブース
- 六 教育用端末
- 七 CALL端末

(利用できる者の範囲)

第3条 設備の利用ができる者の範囲は、別表1のとおりとする。ただし、貸出資料返却の延滞により貸出停止期間中の者は、第2条第1号から第5号に掲げる設備（以下「設備1、設備2、設備3、設備4、設備5」という。）の利用を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用対象者の範囲を変更することができる。

(利用目的)

第4条 利用目的は、設備1、設備2、設備3、設備4、設備5、及び第2条第6号から第7号に掲げる設備（以下「設備6、設備7」という。）については、図書館を利用する者の教育、学習、調査又は研究の用に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用時間)

第5条 利用時間は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第6条 利用手続は、設備1から設備5については、本館総合カウンターにおいて所定の手続きによって申し込むものとする。ただし、設備5については、開架資料を視聴する場合の手続きは不要である。

(遵守事項)

第7条 設備1から設備7（以下、「設備」という。）を利用する者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 設備を丁重に扱い、破損又は亡失しないこと。
- 二 設備は館外への持ち出しをしないこと。
- 三 設備5において、個人の資料の持込使用をしないこと。
- 五 許可された利用時間を守ること。
- 六 設備利用後は、原状に復すること。

(弁償責任)

第8条 利用者は、設備を亡失、汚損、破損又はき損したときは、速やかに館長に届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

(要領の遵守等)

第9条 利用者は、この要領その他図書館の利用についての定めを遵守するとともに、図書館職員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、図書館運営の支障となる行為、他の利用者の迷惑となる行為を行ってはならない。
- 3 館長は、前項の規定に違反した者に対し、図書館の利用の停止又は退館を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

別表 1(第 3 条関係)

設備名	利用申込みができる者
電子辞書	大学院学生, 学部学生
貸出用パソコン及びタブレット型端末	大学院学生, 学部学生
プロジェクタ	学内利用者
情報検索用端末	情報検索端末利用希望者
視聴覚ブース	視聴覚資料利用希望者
教育用端末	端末利用のためのアカウント取得者
C A L L 端末	端末利用のためのアカウント取得者

別表 2(第 5 条, 6 条関係)

設備名	利用時間等
電子辞書	閉館15分前まで
貸出用パソコン及びタブレット型端末	開館30分後～閉館1時間前まで
プロジェクタ	閉館15分前まで
情報検索用端末	平日9:00-16:30(受付後は16:30以降利用延長可とするが、質問等は受け付けない)
視聴覚ブース	閉館15分前まで
教育用端末	閉館15分前まで
C A L L 端末	閉館15分前まで